平成30年度第6回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

- 1 日 時 平成30年(2018年)9月20日(木) 13:30~16:15
- 2 場 所 長野県庁西庁舎 111号会議室
- 3 内容
 - 〇 議事
 - (1) 一条メガソーラー長野佐久穂大日向第一発電所・長野佐久穂大日向第二発電所(仮称)事業に係る 計画段階環境配慮書について
 - (2) その他
- 4 出席委員(五十音順、敬称略)

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

片 谷 教 孝(委員長)

北 原 曜

陸斉

塩田正純

鈴 木 啓 助

中村雅彦

中 村 寛 志 (委員長職務代理者(正))

野見山 哲 生

御巫由紀

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

梅崎健夫

亀 山 章

富 樫 均

山室真澄

事務局 寒河江 (県環境政策課)

ただいまから、平成30年度第6回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。 私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境部環境政策課の寒河 江と申します。よろしくお願いいたします。

委員会開会にあたりあらかじめお願い申し上げます。傍聴にあたりましては、傍聴人 心得を遵守くださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮影につきまして は、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御了承ください。

議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。梅崎委員、亀山委員、富樫 委員、山室委員から都合により御欠席という御連絡をいただいております。

これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ会議録も公表されます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも発言の都度お名前をおしゃっていただくようお願いいたします。

それでは、条例の規定により、委員長が議長を務めることになっておりますので、片 谷委員長、議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

皆様御多忙の中御出席くださいましてありがとうございます。ようやく少し涼しくなってきました。本日は御協力のほどよろしくお願いいたします。

では早速議事に入らせていただきます。皆様の御協力をお願いいたします。本日の会議の進行予定と配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 是永 (県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の是永剛と申します。よろしくお願いいたします。事務局から、本日の会議の予定及び御手元の資料について、簡単に説明させていた だきます。

本日の会議の予定ですが、最初に議事(1)で一条メガソーラー長野佐久穂大日向第一発電所・長野佐久穂大日向第二発電所(仮称)事業に係る計画段階環境配慮書について、2回目の審議をお願いいたします。本日、技術委員会意見(案)のとりまとめを行い、配慮書の最終審議の予定としております。最初に前回の審議において御意見のございました事項と、住民意見及び住民意見に対する見解につきまして、事業者から御説明をいただき、御議論をお願いいたします。

次に市町意見の概要を事務局から説明し、技術委員会意見集約(案)の御議論ととりまとめを行いまして、概ね16時00分までには会議を終了する予定としています。

次に、これまでの経過を簡単に説明させていただきます。

本事業につきましては、条例対象事業として計画段階環境配慮書の提出があり、前回の8月20日に第1回目の御審議をいただきました。また、8月1日から8月31日までの1か月間、佐久地域振興局環境課、佐久市、佐久穂町、長野県庁の計4か所で縦覧に供し、その結果、5人の方から事業者に対し御意見が寄せられております。

次に、本日の会議資料ですが、会議次第に記載のとおり、資料1は、前回意見に対する事業者の見解等を示したもので、資料1-1から1-8がその付随する資料です。また、資料2は住民意見の概要と事業者見解、資料3は関係市町意見の概要、資料4は技術委員会意見集約表(案)となります。

事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。委員の皆様方、資料は御手元に揃っておりますでしょうか。 もし不足がありましたら事務局にお申し付けください。

早速議事1の一条メガソーラー長野佐久穂大日向第一発電所・長野佐久穂大日向第二 発電所(仮称)事業に係る計画段階環境配慮書の審議を行います。

まず事業者から御説明をいただきまして、そのあと質疑応答といたします。

事業者の皆様方、御多忙の中委員会に御出席くださいましてありがとうございます。 早速資料1、2を併せて、また附属資料1-1から1-8も含めご説明をお願いします。 コンサルタント 永翁

((株)環境アセスメントセンター)

環境アセスメントセンターの永翁と申します。では資料1の説明をさせていただきます。

資料1の構成としては一番左の欄に番号1から40までそれぞれ御意見を分離し、意見の要旨、事業者の説明、見解等要旨と並んでおります。事業者の説明、見解要旨の中で前回の審議で事後回答としたところや新たに御意見をいただき、それに対する事業者の見解を述べさせていただいたところを中心に御説明させていただきます。また配慮書の中で3案示させていただきましたが、今後の計画については3案にこだわらず、環境配慮の見地、防災等の見地からより良い計画に見直しをして、今後の方法書等に続く手続に移っていきたいと考えます。よろしくお願いします。

1番は第1回審議のスライド内容に間違いがあり、大変申し訳ございませんでした。 資料1-1として訂正したものを示させていただきました。工事中のところに〇が付いていたのは不適切でしたので、訂正させていただきました。

3番は事後回答として、住居等が分かる図面が欲しいということでしたので、資料 1-2 として今回の事業想定区域とそれぞれの保全対象と想定されるものの位置を地図で図示させていただきました。こちらを確認いただきたいと思います。

4番は保全施設についてですが、配慮書に記載があるが人家も含めていただきたいということですので、資料 1-3 として示しております。1-2 と少し似ておりますが、こちらはA、B、C案の3案と保全対象の位置を図示させていただきました。

5番の御意見については土石流、危険渓流カルテの位置図等について、資料 1-4 として今回の事業想定区域内に記載があるものについてまとめました。

6番は住居、学校、図書館、病院、社会福祉施設が対象事業実施想定区域のどの位置にあるのかを明記することという御意見でした。こちらは配慮書の30ページに記載してございますが、予備調査の範囲とした区域及びその周辺の3kmの圏内に学校、図書館、病院等、社会福祉施設等の環境保全に配慮する必要のある施設が存在していないので図示しておりません。だたし旧佐久東小学校と同じ場所に平成31年度から大日向小学校が開校するという情報を長野県様よりいただいたので、こちらについては資料1-2、1-3に追記しておりますが、今後の図書の中で環境保全の配慮が必要な施設として取り扱いたいと思います。

7番は平面図のみで示されていることから、断面による情報、例えば高さの関係なども示していただきたいという御意見ですが、今回の想定区域の縦断面、横断面については事業計画が具体化する方法書以降の図書で示したいと思います。まだ土地利用の計画等が固まっておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

8番は準備書の予測評価については、長野県の環境影響評価技術指針に従い、現況の値を基準として、できる限り回避、低減を図ることを前提として今後予測評価を実施していきます、と回答させていただきます。基準等との整合についても環境基準や関係法令による指定がないなど判断できない場合の考え方や方針については、方法書の「調査・予測・評価の手法」等に記載させていいただきたいと考えています。

9番の二ホンジカの件についての質問ですが、御指摘のとおり森林伐採により生じる 草地は餌場として二ホンジカを誘引する可能性があるので、方法書において二ホンジカ の調査方法を記載し、準備書以降の図書で調査の結果に基づき、対策等について記載し ていく考えです。

10番は、それぞれA~C案について残置森林、道路、防災施設などの対象事業実施想定区域の内訳について、現時点での想定として記載させていただきました。残置森林についてはA~C案いずれも、会議の冒頭にこの事業計画についてはよりよい計画にするために検討していきますと申しましたが、関係機関等と協議をする中で残置森林についてもできる限り確保できるように計画を練っていきたいと考えております。

11 番も残置森林の面積については以下のとおりということで、A案 84 ha、B案 79 ha、C案 83 haと想定しています。これについても同じくより良い計画に練っていく中で、変更等が生じる可能性もあると考えております。

12 番の切盛土バランスについてはできる限り最小限の切盛土量になるように今後検討し、渓流部の盛土についても懸念の声がありましたので、事後回答には安定計算をしたうえでとありますが、是非も含め今後計画を考えていくようにいたします。

次は 17 番の事後回答については、事業を進めるにあたり、開発によって近隣で生活する住民の方々に不安を与えてはならない、ということでありますので、そのために必要な事業計画を練っていくとともに、住民説明会などで皆様の御理解や納得を得られるように努めてまいりたいと考えます。

20番は冒頭申し上げました話に直結するような回答となるかと思いますが、複数案提示しているがどの案になるのか、ということです。これについては配慮書では3案示してございますが、御審議いただいているように防災、環境面等について、より配慮し、より良い案になるよう設計を検討し、その案をもって方法書以降の手続に入りたいと考えております。

21 番は下流の集落や道路の保全のために綿密で詳細な防災計画についての御指摘をいただいております。こちらは御指摘のとおり下流集落や道路保全対象の防災対策を含め事業計画を考えていきたいと思います。

22 番は地表水処理をどのように行うのかという御質問です。こちらは対象事業想定区域の下流端に調整池を設置して流量を調整し、最終的には一級河川抜井川へ放流したいと考えます。このような考えに沿って今後防災計画についてはより安全に配慮しながら詳細に練っていきたいと考えております。

23 番については事業の想定区域内に係る流域単位での保全方針を検討していくと考えています。また土砂流出防止堤、土石流、流木対策施設などの防災対策について適切に検討し、必要な施設種別、規模を検討し実施していきたいと考えます。このような災害防災の検討に際しては、今回の想定区域の上下流も含む状況を十分に把握し、計画に反映していくことを検討していきます。

25 番は防災について、「検討する」ではなく「確実に実施する」という表現にしてほ しいという御指摘をいただきました。こちらは御指摘のとおり、土石流流出防止堤、土 石流・流木対策施設を検討するにあたり確実に実施していくという記載に改めました。 方法書以降の図書については、この点に注意し記載をしていきたいと考えています。

26 番は最大急傾斜地はどのくらいあるかを図示し、位置を示してほしいという御意見です。15 度以上の傾斜地については配慮書の 155 ページ表 4-1-8 及び 158 ページ図 4-1-6 に示しておりますが、資料 1-5 にまとめたものを提出しましたので、そちらも御確認ください。傾斜角ごとのA案、B案、C案ごとの内訳の数値、分布条件などを図面に示させていただきました。

27番は保水機能や洪水調整機能についてですが、今後具体的な造成計画や調整池の配置計画等を検討する段階において、十分考慮して検討してまいります。調査等、それに基づく予測、評価を実施したうえで回避、低減等を検討していく方針です。

また河川の影響については、開発時期により本事業と海瀬にある発電所の影響を一体のものとして検討していく方針です。

29 番は御指摘のとおり、方法書の段階で存在・供用による水質、水象の影響について も環境影響評価の項目に選定し、調査、予測、評価及び環境保全対策の検討、実施の結果を準備書以降の図書に記載します。

30番は植生図と事業計画の重ね合わせについて、資料1-6に示させていただきましたのでご覧ください。植生図については現時点での文献資料に基づく情報で、植生の分布状況については、今後詳細な調査を実施したうえで整理し、準備書以降の図書でより詳細な情報を提示させていただくとして、その結果に基づいて予測評価をしていきたいと考えています。

31 番は植生だけでなく、植物相、動物、生態系についても一定の影響が生じると考えています。そのため方法書の段階では調査、予測評価の方法、調査時期、とりまとめの方法について記載します、と回答しておりますが、基本的な注目すべき種や保全方針を

資料 1-7 に示しておりますのでこちらを御覧ください。現時点での案、方針としてみていただきたいと思います。

こちらについては今後現地調査等をしていく中で、色々な情報が集まりましたら、それぞれの環境や要因、防災の面についてさらに詳しい保全対策や内容について検討して、御審議をお願いしたいと思っております。

32番も御指摘のとおり、方法書の段階において調査、予測評価の内容を記載します。

33番も資料1-7を御覧いただき、事業計画の熟度を高めていく中で保全対策、方針についても詳しく検討していきます、としています。

35番のアサマシジミについては、アサマシジミをはじめとする特に貴重な種について環境影響を回避、低減するということを前提として、今後環境保全措置を現地調査の結果に基づいて検討していきたいと考えます。その内容については準備書以降の図書にまとめていきたいと考えています。

36番については、方法書以降の段階において、抜井川の対岸の動植物、生態系の環境 影響評価を的確に実施するのに必要な範囲を検討し、航空写真の判読や現地調査の結果 等を併せて考え、現況の植生図を作成し、そのうえで必要な予測評価、保全対策の検討 を実施するとして、これも準備書以降の図書にお示ししてまいります。御指摘の対岸等 の低減についても考えてまいります。

37番の御指摘の内容については、方法書の段階において予測評価をするための調査方法等を記載します。

38 番の触れ合い活動の場について示した図面ですが、誤りがありましたので資料 1-8 に修正させていただきました。今後の図書については修正した新しい情報を記載いたします。今回は大変申し訳ございませんでした。

資料1は事後回答の内容について主に説明させていただきました。

以上となります。

続けて資料2を説明いたします。

今回配慮書について公告・縦覧いたしまして御意見を募りました。その結果、5件の 意見をいただきました。またその中身について色々分類し、回答案として作成したもの を資料とさせていただきました。

その内訳については、事業計画の内容についてのものが12件、動物について4件、生態系について1件、景観について1件、その他の環境要素5件、合計23件に分類し回答を作成いたしました。中身については1番から23番までとなっています。一番多かったのは事業計画そのものについての御意見でした。例えば1番については「78MWを前提にするというのはどうなのか」というものについて、事業者の見解としては「経産省の示す施設認定の規定で、一定以上の発電容量の減少を認めていないことから、78MWを前提に複数案を検討する」としました。また、反射光についての御意見、災害、防災についての懸念等、これらについては資料1で説明させていただきましたが、例えば、防災については防災設備等を十分検討し、災害を起こさないよう防災面を強化した、または現状よりも防災面が高まるように計画を進めてまいります。

8番に草刈りの仕方についても御質問がありまして、原則除草剤は使わずに手動による草刈りを実施します。

9番は「パネルの洗浄はどうするのか」という御質問ですが、今回はパネルの洗浄は計画していないという回答です。そういった詳細なことについても御質問がありました。

12番は「メガソーラーの二酸化炭素の削減についてはどうなのか」という御質問ですが、基本的には太陽光事業は二酸化炭素を削減する効果のある事業だという前提で御説明させていただき、さらに残置森林をできるだけ残すことで二酸化炭素対策に取り組む考えです。

13番は「イヌワシ、クマタカ、オオタカ等注目すべき種が確認されているのではいないか」ということですが、今後の現地調査の中で十分確認をし、必要な影響の回避、低減に努めていくと回答いたしました。

14番はハチクマという具体的な名前も出てきておりますので、この種についても調査をしてまいります。

18番は景観についての御意見ですが、こちらについては今後の事業計画を深めていく中で、パネルの配置の計画等を詰めていきその内容に沿ってシミュレーション等を実施していきます。そして実際は周辺からどのように見えていくのかなどについて、詳細に検討していきたいと考えています。

20番は工事の時間についての御質問ですが、夜間の工事はどうなのかといった内容です。こちらについては原則として夜間の工事は行わないと考えておりますが、住民の皆様に説明をしながら御理解を得たいと思っております。また新しい学校が今後できるということもありますので、登下校の時間帯の通行等についても配慮して参ります。

また、事業の内容に関わることかもしれませんが、その他として分類させていただきました。ケーブルを地下埋設するのはどうなのか、鉄塔の新設について、どういう形なのか、ということですが、地下埋設については中部電力様と協議を行い工事を実施することになります。また鉄塔については東京電力エナジーパートナー様が管理する事業ですので、これについてはそれぞれの会社様で十分景観、環境に配慮して工事を実施していただくことになると思います。また、当該地域の特性を十分情報交換しながら環境配慮に尽くしていただきたいと依頼をし、共に事業を進めていきたいと考えています。

23 番の温度変化については国で調査した結果や目立った変化が見られないといった 文献がありますが、当該地域についてはモニタリングとして工事前、工事中、供用後に ついて周辺の気象の観測を行う考えです。このようにモニタリングをしながら事業を進めていこうと思います。

資料2についての説明は以上となります。

片谷委員長

ありがとうございました。資料1と資料2を通して説明いただきました。資料2にあります住民の方々からの意見と、それに対する事業者としての見解も念頭に置いた上で、資料1の内容の確認を進めていきたいと思います。いつものように、事後回答が出されている項目について、最初に御発言いただいた委員の御見解を伺った上で、他の委員の皆さまから関連する御質問や御意見をいただく方法で進めていきます。

早速、資料1の1番からまいります。これは単なる訂正ですが、富樫委員から御意見 は届いていますか。

事務局 是永 特段ございません。

片谷委員長

これは表の「〇」印の訂正ですので、みなさんご確認いただいたということでよろしいかと思います。

次に進みまして3番です。事後回答があり図面が追加で出ていますが塩田委員いかがですか。

塩田委員

事後回答で今後やりますということですので、結構だと思います。

片谷委員長

資料 1-2 に住居を赤く示していただき、公共施設等も記載されましたので、位置関係はかなり明瞭に分かるようになりました。また、小学校が復活するということで、今後の図書では保全対象として扱うという説明が先ほどありました。資料 1-2 が出たことで保全対象との位置関係が分かりやすくなりましたので、私としてはこの図を出していただいたことでよろしいかと思います。これに関して、関連した質問等がありましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。では、先に進ませていただきます。

4番は北原委員の御発言で、類似するところもございますがいかがでしょうか。

北原委員

各案の拡大図を示していただいたのでこれで結構かと思います。

片谷委員長

北原委員にはご了解いただけましたが、他の委員から関連する御質問はありますでしょうか。特に御発言は無いようですので次に進みます。

5番は富樫委員の御意見ですが、追加の発言は届いていますでしょうか。

事務局 是永

特に届いておりません。

片谷委員長

資料 1-4 全てをこの場で詳細にチェックすることはできませんが、少なくともカルテと計画との関係が分かるようなものは出てきたということは確認できたと思います。富樫委員から事前の御意見は無いということですが、最終の答申までの間に事務局で確認してください。

他の委員からカルテ等について何かありますか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

カルテは分かるのですが、全体の地図の中でカルテの1がどこ、2がどこということが分かった方が親切かと思います。詳細に地形を見れば分からないことはありませんが、全体の配置図の中でお示しいただく方が分かりやすいと思いますがいかがでしょうか。

片谷委員長

このカルテとして示されている資料 1-4 の図面や写真の箇所が、資料 1-2 のような全体の図面でどこに当たるのか分かる資料はありますか。

コンサルタント 永翁

情報はありますので載せることは可能です。少しお時間をいただいて今後整理したい と思います。

片谷委員長

では、この配慮書の審議は本日が最終の予定ですが、事後に追加資料ということで確認のために提出をお願いしたいと思います。スケジュールについては事務局から指示を出していただいて、知事答申する前には各委員に配布できるようにしてください。

関連する他の御意見がありましたら承りますがいかがでしょうか。

では次にまいります。6番から8番は塩田委員の御意見です。それぞれでも、まとめてでも結構ですので御見解を御発言ください。

塩田委員

6番について配慮書の 30 ページを見ていただきたいです。環境保全についての配慮が必要な施設の状況が表 2-2-12、13 に示されていますが、資料 1 の事後回答では存在しないと書かれています。大日向小学校は追加しますということで、それはそれでよいかと思いますが、住民からの意見でも、学校の通学に注意してほしいという意見も出ていますので、位置関係をきちんと示してほしいということです。

7番については記載のとおりで結構です。

8番については、総合的な環境保全に対する基本的な考え方ということで、資料 1-7 に注目すべき種の基本的な保全方針が出ています。であれば、最初からどうして書かないのかということが疑問です。配慮書としてはこういう方針に基づいてやっていきますということを記述していただきたいです。

また、県マニュアルに基づいてやることは当然のことですので、強調することではないかと思います。法律で判断できない場合については、今後記載しますということですので、お願いしたいと思います。

片谷委員長

何点か御指摘がありましたが、主に6番の配慮が必要な施設の話と8番の保全に関する事業者としての方針という所が、塩田委員の疑問点が解消されていないという趣旨の 御発言だったかと思います。事業者からコメントはありますか。 コンサルタント 永翁 小学校については、新しく開校するということで近傍の保全対象として取扱っていきます。また、図示する範囲にこれらの施設がないということでございますので、全く施設がないというわけではございません。

片谷委員長

確認ですが、配慮書 30、31 ページの2つの表に記載されている施設は、今日の資料 1-2 のエリアには無いということですか。

コンサルタント 永翁 配慮書の中で30ページ等に示しております施設については、例えば29ページ等の地図の範囲内にはこれらの施設は無いということになります。

塩田委員

無いものをどうして配慮書に記載したのか分かりません。無いのになぜ環境保全について配慮するのですか。

コンサルタント 永翁 30、31ページの表は佐久穂町内にある学校、図書館、病院等、社会福祉施設等の全てを記載しておりまして、これらが予備調査範囲内のどこにあるか示したかったわけですが、今回は範囲内には無かったということになります。

片谷委員長

であれば、塩田委員の疑問に答える書き方としては、佐久穂町内にこれらの施設があるけれども、事業計画区域周辺(29ページの図 2-2-5の範囲内)には存在しないと明記していただければ誤解を招かないと思います。

コンサルタント 永翁 周辺 3km の範囲として 29 ページなどに示している図を作成しているわけですが、その範囲にはありませんということでございます。少し表現が十分でない所がありまして申し訳ありません。

片谷委員長

では、後で見た人が同じような誤解をしないために、今日の資料1の事後回答を「配慮書30ページに記載したのは佐久穂町内に存在する学校、図書館、病院等、社会福祉施設等の全てでありますが、事業対象地域の3km以内(図2-2-5に示す範囲)には1施設も存在しません」というように訂正して残しましょう。事務局対応をお願いします。6番に関しては塩田委員それでよいですか。

塩田委員

はい。

片谷委員長

8番の保全の方針についてはいかがですか。今日資料 1-7 で生物系のことに関しての方針は出ているわけですが、本来こういったものは全ての予測評価項目に共通する方針として書かれるものではないかということが、塩田委員の御指摘の趣旨だったかと思いますが。

コンサルタント 永翁 塩田委員の御指摘の趣旨に沿って、生物系以外のことについて方針を検討し、図書と しては方法書以降の図書の中に示していきたいと思います。

準備書以降については、現地調査の結果等を情報として入手できるわけですので、より詳しい保全対策の中身を記載させていただくことになりますが、方針については、方法書の中に示させていただくということで御理解いただけないかと思います。

塩田委員

了解しました。

片谷委員長

ではこれに関しては方法書以降の図書で可能な限り明確に記載していただくという ことを事業者にここで指摘したという扱いにしたいと思います。

中村寛志委員どうぞ。

中村寛志委員

方針に関して関連の質問ですが、資料 1-7 の区分のところに「法令指定種及び希少性 の高い種」とありますが、法令というのは、県条例に加えて国の法律を含むということ ですか。具体的には種の保存法です。

また、基本的な保全方針で回避・低減・代償とありますが、ゼロオプションにするという基本方針は入っていなということですか。

コンサルタント 永翁

法令については、御指摘のとおりです。

ゼロオプションについては、事業そのものについてのゼロは無いと考えているということですので、出来る限りの回避・低減措置等を考えるということで、今後進めていきたいと考えております。

片谷委員長

今日の資料 1 で言うと、15 番で北原委員の御指摘に対して回答があったわけですが、 これについては、この後審議する答申案の中に記載がありますので、そこでまた御審議 いただきたいと思います。

では、塩田委員にはご了解いただいたということで、次の9番に進みます。陸委員の 御意見ですが、いかがでしょうか。

陸委員

書いていただいた事後回答で結構かと思います。ただ、意見にも書きましたが、周囲に生息している鹿の影響ということになりますので、調査方法については、それに見合った形で検討をしていただくようお願いします。特に、群馬県境側で密度が高いという結果がありますので、少し広めに調査をしていただく必要があるかと思っています。可能な限りで結構ですがよろしくお願いします。

片谷委員長

今、陸委員がおっしゃった群馬県境側に密度が高いといった情報はお持ちですか。

コンサルタント 永翁

文献等のデータを確認させていただく形になると思いますので、今後調べていきたい と思います。

片谷委員長

方法書作成の段階で文献を探していただき、どこを重点的に調べるかは文献のデータに沿った形で計画していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

陸委員それでよろしいでしょうか。他に関連する御意見はありますでしょうか。

では次に進みます。10番でございますが、中村寛志委員の御意見です。具体的な面積の数字が出ていますがいかがでしょうか。

中村寛志委員

数字を出していただきまして、森林法にも則っていることが数値的にも分かるかと思います。最後の行で、「残置森林を可能な限り確保できるよう検討してまいります」と書かれていますが、パネルの設置面積を減らして残置森林を増やすのか。それともその他の部分を減らすのか。そこらへんはどういう方針でしょうか。

コンサルタント 内藤

(疾測量(株))

基本的にはパネル面積も出来るだけを減らしたいと思っていますし、その他の施設の 部分でも残置森林を取っていくような形を考えていきたいと思っています。

片谷委員長

発電量の数字があるので、減らすといっても限界はあるかと思います。できるだけ環境保全の観点を優先して設計を進めていただくという趣旨であると理解できましたので、事業者の社会的責任において、最大限の努力をしていただきたいと思います。

中村寛志委員それでよろしいでしょうか。何か関連する御発言があれば承ります。大 窪委員どうぞ。次の11番の御発言も関連するかと思いますので一緒に御発言ください。

大窪委員

残置森林の面積は示していただきましたが、もともとの森林面積が合計 210ha と非常に大規模な面積で、半分以上を開発するという計画です。事後回答の中では、今示されている残置森林面積よりも残せるように考慮するという回答を頂いていますので、是非そうしていただければと思います。また、合計面積を議論するだけではなくて、一つの群落を虫食いにせず、まとまった面積の単位で残していくような森林の配置というところもご考慮いただければと思います。

片谷委員長

趣旨としては、植生の分布等を考慮しながら、細切れにならないような計画を立てていただきたいということかと思いますがいかがですか。

コンサルタント 永翁

できるだけそのように努力していきたいと思います。

片谷委員長

やはり連続性ですとか、分断してしまうことによる弊害は起こりうることだと思います。その辺りに十分配慮した計画をお願いしたいということが大窪委員の御発言の趣旨かと思いますので、是非そのようにお願いします。

関連する御発言があればお伺いいたしますがいかがですか。

大窪委員今の御発言で 11 番についても御見解いただいたということでよろしいですね。

大窪委員

はい。また30番の所で発言いたします。

片谷委員長

分かりました。では11番まではご了解いただけたということにさせていただきます。 12、13番は梅崎委員ですが、何か御意見は届いていますでしょうか。

事務局 是永

特段いただいておりません。

片谷委員長

13 番は事後回答がありませんが、12 番の事後回答は、しっかり土砂災害を防止するという事業者の宣言が回答されていますので、回答自体については、特に間違い等は無いと思います。北原委員何かコメントはありますか。

北原委員

盛土を計画する場合ということで、B、C案が主に該当するかと思いますが、このような土石流の危険渓流である所に盛土して、安定計算すればいいというだけではまずいのではないかと思います。安定計算はあくまで不飽和の土の状態であり、土石流のように流体力があり、流動性の高いものについては、安定計算ではとても計算できないのではないかと思います。このような場合、私としては、渓流内に盛土をしないということが最優先されるべきと思います。

片谷委員長

事業者から見解はありますか。要はB、C案は現実的ではないというのが北原委員の 御発言の趣旨かと思います。現時点では、3案は対等な位置にあるという理解でよいで すか。

コンサルタント 内藤

前回の回答については、土石流危険渓流以外の沢について回答したつもりでおりました。

現時点で、A、B、C案ということで出させていただいており、B、C案については、 土石流危険渓流を盛土する計画を出させていただいていますが、委員御指摘のとおり、 土石流危険渓流での沢の盛土については、再度検討してまいりたいと思っています。

片谷委員長

北原委員のご意見はそういう渓流の盛土は是非回避していただきたいという趣旨で

す。事業者さんはそういうご意見を踏まえて、今後の計画を進めていただくようお願いいたします。

北原委員どうぞ。

北原委員

13番は梅崎委員の前回のご質問ですけれども、その後事後回答がないので質問をさせていただいてよろしいでしょうか。13番ではパネルを守るために堰堤を作るという回答だったわけですけれども、その後の質問では19番のように防災を最優先に考えていると回答しています。当初は防災について考えていなかったのではと受け取られてもしょうがないと思いますが、いかがでしょうか。

片谷委員長

事業者の姿勢としてどうなのか、防災について最初は考えていなかったのかというご 指摘ですが、いかがでしょうか。

事業者 木下

((株)一条工務 店) 事業者としては当初から防災を優先で考えるという姿勢を示しておったのですが、当初の見解等で誤解を招いたようでしたら、ここで訂正させていただきたいと思います。

北原委員

そうであれば、13番のところに事後回答としてその辺りを書く必要があったのではないでしょうか。

片谷委員長

今、訂正する旨の発言がありましたので、その趣旨を反映させるために 19 番にある 回答を 13 番に追記していただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

事業者 木下

承知しました。

片谷委員長

事務局そのように対応してください。ここ数年の太陽光発電所の急激な計画の増加によって、世間一般に防災との絡みが大変重視される傾向になってきています。その辺りは事業者の基本姿勢として防災最優先ということを今後もより明確にしていただくようお願いいたします。

鈴木委員、どうぞお願いします。

鈴木委員

今の12、13番で示されているのは土砂のことだけです。「最優先に土砂災害を防止に努める」とか、「上流に土砂止め擁壁、土砂流出防止堤を設ける」としか書いていません。他のところにも関係しますが、上流の方から水が流れてくるということを考慮することが大事だと前回も申し上げました。事業区域に入ってくる前に大きな水溜めダムを設置してこの区域には水が入ってこないという形にはできないと思います。当然、土砂だけでなく、水がどうなるかも考えて対応するというように書いていただく必要があります。北原委員のおっしゃるとおり、安定計算というのは土砂だけの話ですので、水のこともちゃんと考えるというように回答していただかないと、危険な渓流にパネルを設置する計画はいかがなものかと言わざるをえません。水も是非ご考慮いただきたいと思います。

片谷委員長

今の点はいかがでしょうか。

コンサルタント 内藤

わかりました。防災ですから、土砂だけでなく、当然水についても考えていかなければなりません。十分考慮した中で進めていきたいと思っています。

片谷委員長

前回のご回答では、上流部の詳細の調査は今後の方法書以降の段階で行うという回答

があったと記憶していますが、その段階で流入水、上流の土砂の状況も考慮した防災対策の計画をすると理解してよろしいですか。

コンサルタント 内藤 はい。当然、水と土砂を考えていきたいと思います。

片谷委員長

それでは、13番に今日ご回答いただいた内容を事後回答として追記することとしましょう。上流からの土砂や水の流入について、詳細に調査したうえで防災計画を立案するという趣旨のご回答でしたから、それを 13番の事後回答のところに追記しておいてください。おそらく梅崎委員からご異論はないと思いますが、そういった追記をしたということも連絡していただいて、確認してもらってください。

では、次に参ります。17番に事後回答があります。これも梅崎委員ですが、何かコメントはありましたか。

事務局 是永 特段ございませんが、確認いたします。

片谷委員長

住民の皆さんにしっかり説明しますという趣旨の回答ですので、問題があるとは思いませんが、梅崎委員には確認をしておいてください。関連する発言があれば承ります。 特にないようですので、次に進ませていただきます。

20 番~22 番までがいずれも北原委員のご発言に対する事後回答となっております。 個別でもまとめてでも結構ですので見解をお願いいたします。

北原委員

AからCまでの複数案を提示していますが、方法書では一つの案に決定されるという理解をしてよろしいでしょうか。

片谷委員長

その点について回答いただけますか。

コンサルタント 永翁 方法書の段階で1案に絞って、その案についてどのような調査予測評価を行うかを示させていただくことになります。当然その調査結果に基づいて、予測評価をした内容を 準備書に記載するわけですが、その段階においても調査結果に基づいて必要な事業計画 の修正等を行って準備書に示していく形となります。

片谷委員長

方法書の中で絞り込んだ結果が記載されるという回答ですが、北原委員それでよろしいですか。

北原委員

例えば、大幅縮小といった案もあるのかどうか、あくまでもA、B、Cの3択の中で選ぶのかといった辺りはいかがでしょうか。

片谷委員長

その点については、先ほどの資料2に住民の方のご意見があって、その中で事業者見解があったかと思います。1番の見解のとおり、複数案は発電容量を変えない範囲内で複数案を検討しているということですが、これは現時点での事業者さんの考え方がそういうことであるという理解でよろしいでしょうか。

事業者 木下 ここに書かせていただいたとおり、太陽光発電事業については設備認定を受けておりまして、その規定のなかに事業規模を2割以上減少してはいけない、2割以上減らした場合には認定の取消しの要件に当たることになっております。ですから、大幅なパネル量の減少を計画できないということをここに示させていただきました。

片谷委員長

2割という限界はあるというご回答ですね。

北原委員

わかりました。それは、78MW×0.8まではいいということでしょうか。

事業者 木下 78MW という数字について少し確認させてください。

片谷委員長

78MW という数字は、今想定されている発電量であって設備認定を受けた数字は異なるかもしれないという意味ですか。

事業者 木下 はい。

片谷委員長

それは至急確認して、事務局を通じて回答してください。北原委員、その他についてはいかがですか。

北原委員

これは先ほど質問させていただいたことと関連しますが、21 番の事後回答で下流部に 防災施設を作るということを検討していくということでよろしいですか。

コンサルタント 内藤 上流部には土砂止めの施設を設けて、下流には水の量を調整する調整池を設置したいと考えております。

片谷委員長

北原委員どうぞ。

北原委員

調整池だけでは、下流の集落に土石流の危険性が出てくる可能性が非常に高くなると思います。やはり、土石流危険渓流等の流路のところに砂防ダムといった施設や流木止めといった施設が必要になるのではないかと思います。調整池だけでは、土石流は簡単に乗り越えてしまうので、やはりきちんとした対策をとる必要があろうかと思います。

片谷委員長

今、ご回答のあった調整池というのは、現時点で計画されているものという意味だと思います。今後、全体的な防災対策、それを含めた事業計画を検討するという事後回答ですので、その中で今の北原委員のご指摘も勘案してやっていただくということと、河川の話ですので当然監督官庁がありますから、この川ですと県の土木部局になるでしょうか。その指導も当然あるかと思いますので、そういったこともきちんと反映した形で計画を立てていただくということになるかと思います。そういう理解でよろしいですか。

コンサルタント 内藤 今後詳細な調査、測量を実施し、関係機関とも十分に協議させていただいた上で、今 のご意見も十分に踏まえ、設計を進めていきたいと思っております。

片谷委員長

少なくともこの事業を進めたことによって土砂災害が起こりやすくなったという状況は回避しなければなりません。北原委員のご指摘もそういった趣旨だと理解できますから、常にそれを念頭において事業者さんは計画を作っていただきたいと思いますので、是非その点に留意をお願いいたします。今、全国的に、太陽光発電所が土砂災害を誘発するといった意見も増えつつある、急に増えてきた状況にありますので、それに十分応えられるような計画を作っていただくよう、鋭意努力をお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

北原委員22番はいかがですか。

北原委員

22 番は、先ほどの 21 番に関連するのですが、調整池からの水は川に戻すのではなく、 抜井川に直接戻すという形なのでしょうか。 片谷委員長

その沢ではなく、下の大きい川に流すという意味かという確認です。

コンサルタント 内藤 流域毎に下流に調整池を設けて、ある程度一定の量を調整して一級河川抜井川に放流することを考えています。

北原委員

| 沢に直接調整池を作る、あるいは違うところに作って、調整した水を沢に戻すのでは |なく、抜井川に直接放流するということでしょうか。

コンサルタント 内藤 沢に直接です。

北原委員

沢に戻すのですか。

コンサルタント 内藤 戻すというか、国道を横断している部分もありますので、事業区域上流で調整した水 を既設の水路なり沢に流して、抜井川に合流する形になります。

片谷委員長

調整池ですから、要は沢の水量が過剰にならないように調整して水害を防止しつつ、 放流するという意味でよろしいですか。

コンサルタント 内藤 はい。

片谷委員長

下の一級河川まで新たに水路を設けたりするわけではないということですね。

コンサルタント 内藤 今の現況の沢の中に調整池を置く予定です。

片谷委員長

河川管理上の問題になりますので、この委員会の審議の範囲外になります。河川管理 部局の指導に沿って実施することになりますので、関係機関と十分協議していただい て、安全な方法を計画に盛り込んでいただきたいと思います。

コンサルタント 永翁 22 番の回答の最後に「防災対策につきましては、 適切な現地調査及び詳細測量を実施し、関係機関と協議を行い土砂災害防止に努めます。」と記載していますので、このとおり進めていきたいと思います。補足となりますが、20 番の回答の中ほどに「配慮書で示した3案と異なる場合がありますが、その場合は~」とありますが、先ほどのご質問で「方法書で1案に絞る」と回答をしましたが、あくまでA、B、Cの案にこだわるのではなく、より安全や環境に配慮した計画を練って方法書に記載していくということですのでご理解いただきたいと思います。

片谷委員長

それは、D案かもしれないしA のようなどれかをモディファイした案かもしれないということですね。

コンサルタント 永翁 そういうことでございます。

片谷委員長

それはいいと思うのですが、その検討の経緯は出来るだけ図書に詳しく記載してください。どうしてこの案になったのかということが分かることが必要ですので。

コンサルタント

│ わかりました。

永翁

片谷委員長

関連する発言がありましたらお願いします。

ないようですので次に進みます。

23 番鈴木委員のご発言ですが、いかがでしょうか。

鈴木委員

これまでの議論がきちんと盛り込まれれば、結構でございます。

片谷委員長

今まで議論があったことと繋がっていますね。私も発言していますが、今までの議論で行うという回答をいただいたことがきちんと行われるという前提であれば 23 番はクリアできていると思います。それでは、次に進みます。

25 番富樫委員のご意見ですが、これも特にコメントはありませんか。

事務局 是永 特段いただいておりません。

片谷委員長

表現を改めますということですが、富樫委員に確認してください。この回答で問題ないように見えますが、ご発言のあった当人に確認をしていただくようお願いいたします。

26番北原委員ですが、いかがでしょうか。

北原委員

資料 1-5 に傾斜別の改変面積とその比率を各案についてそれぞれ出していただいたので結構です。資料 1-5 を見ると 30 度以上 45 度未満という急傾斜の地点にも若干設置するということになりますけれども、こんな急な所に設置するのでしょうか。

片谷委員長

いかがでしょうか。

コンサルタント 内藤 今後、詳細な調査、測量をする中で検討していきたいと思います。

片谷委員長

既に、急傾斜地に作った発電所でパネルの下の土砂が崩壊するといった報道がありました。もちろん地質にもよるのでしょうが、急傾斜地を可能な限り回避する方向で設計していただいた方がいいかと思います。これから詳細な設計をするかと思いますが、地質も考慮して急傾斜地をなるべく回避する方向にしていただいた方が地元の住民の皆さんの安心も高まるかと思いますので、その点も配慮していただきたいと思います。それでよろしいですか。

北原委員

はい。

片谷委員長

他に関連するご発言ありますでしょうか。では、次の 27 番は山室委員のご発言ですが、事務局に連絡はありましたでしょうか。

事務局

是永

特段いただいておりません。

片谷委員長

指摘に沿って行うという趣旨の回答と読み取れますので問題ないかと思いますが、念のため山室委員には確認してください。

では次に進みます。29番、鈴木委員のご発言ですがいかがでしょうか。

鈴木委員

これも記載するということですので、結構です。

片谷委員長

ご指摘のとおり行うという趣旨ですのでよろしいかと思います。関連するご発言ありますか。

では、30番大窪委員、先ほどの話に関連するかと思いますが、お願いします。もし、31、32番に繋がる点があれば、そちらも一緒にご発言いただいても結構です。

大窪委員

まず、30番ですが、私の質問した内容と事後回答が少々ずれている点があります。資料 1-6 は、ハリエンジュの群落の数値に誤りがあったということで訂正したものを出していただいています。ハリエンジュ群落の数値だけではなくて、他にも値が違うところがあります。これは単位が ha になっていて、小数点以下のところで増減している、実数が書かれていなためです。例えばクリミズナラ群落だと改変面積 0 なのに変化率 - 2%となっているのは、小数点以下の数値が落ちているからなので、また修正をお願いしたいと思います。

私の意見は、植生の内容についてもう少し特徴を的確に把握して、その増減について評価しなければならないということです。それは次の 31 番に繋がっておりまして、こういった記載が環境影響評価の評価についての資料になるのですが、配慮書では群落名とか、植物名が記載されているだけで、この地域の植物相なり群落なりの特徴なり、なにが重要かということがあまり書かれていません。そういうことを的確に読めば理解できるように記載した上で、面積変化、割合と合わせてどういう保全措置、予測ができるかということを議論しなければなりませんということを意見しました。その点については、32 番の回答で方法書の段階でこのような基準で評価していくということを示していただいているので、大きいところはそれで結構です。

片谷委員長

まず今の点いかがですか。

コンサルタント 永翁

どんな植生が残り、どんな植生がなくなるのかについては、配慮書の179ページ周辺に、現在の案でどんな植生があるか、注目すべき植物にどんなものがあるか、保全機能についてもどうかということを記載しておりますので、記載がないということには当たらないとは思っております。

内訳の面積を 181 ページに示しておりましたけれども、ハリエンジュについては数値 に誤りがありましたので訂正をさせていただいた形になります。単位の取り扱いについ てはご指摘の点もありますので、今後詰めていって修正をしていきたいと思います。

あくまで、資料調査に基づく植生図の概略予測になりますので、方法書の中でどんな 調査をするかについて詳細に記載した上で、調査結果に基づき、詳細な予測評価を行い 準備書に記載させていただきたいと思いますので、その段階でご審議いただきたいと思 います。

片谷委員長

準備書の段階では、詳細な現地調査の結果に基づく数字が出てくると理解できますが、現時点での情報として、大窪委員は何か不足があるという御見解ですか。179 ページ以降に記載してありますがという回答でしたが。

大窪委員

179~180ページについて、群落名や大まかな特徴など少しは出てきますが、果たしてこれを読んだ方が理解できるかというと、少し分かりづらいかなと思いまして意見を申し上げました。方法書の段階では分かりやすく書いていただければと思います。それで結構です。

コンサルタント 永翁

了解いたしました。

片谷委員長

これは3案を比較するための概略予測ですので、これだけで理解しやすくするという

のは中々難しいところはあると思いますが、いずれにしても方法書以降に、結果が出て くるのは準備書だと思いますが、詳細な結果が出てきたらその段階で大窪委員に詳しく 審査していただくようにお願いします。

大窪委員

環境予測結果の表 4-2-11(1)はこのまとめ方でいいと思いますが、前の具体的な文献による植物相のデータについての解釈がきちんと説明されていないので、そこに書いてあれば理解できると思うのでそれを指摘しました。

片谷委員長

これは今日が最終の審査ということで、これから作り直すというのは無理がありますので、今後の図書で今の指摘の趣旨が十分反映されたものを作ってください、という指摘としたいと思いますが、よろしいですか。

コンサルタント 永翁 参考までに何ページの記載の解釈が不十分だと言う御意見でしょうか。

大窪委員

163ページからの植物のところ全般です。

コンサルタント 永翁 分かりました。全般ですね。今後の図書で表現を改めてまいります。

片谷委員長

ぜひよろしくお願いします。

片谷委員長

では次に進みます。大窪委員32番まではよろしいですか。次は33番の中村雅彦委員ですが、いかがでしょうか。

中村雅彦委員

資料1の33番に書いてありますが、資料1-7は方法書以降では補足資料になりますか。

事後回答の2番目に「御指摘のとおり方法書以降の図書の中で具体的な保全措置をできる限り検討する方針であることを記載し補足資料を・・・」とあります。

片谷委員長

これは今日の審議における補足資料ということですよね。

コンサルタント 永翁 そうです。

中村雅彦委員

私からすると資料 1-7 は今回補足資料となっていますが、一番大事な資料です。

片谷委員長

方法書以降にもぜひ記載していただくということでお願いします。 他に関連する御発言はありますか。

では次の事後回答35番の北原委員の御発言ですがいかがでしょうか。

北原委員

しっかりとした保全策をとっていただければいいと思います。

片谷委員長

中村寛志委員どうぞ。

中村寛志委員

34番についてはきちんと調査をして方法書に書いていただけるということなので、きっちり調査していただけると思います。

資料 1-6 について植生別の太陽光パネルの設置範囲を見ると、アサマシジミの生息範囲はピンク色部分になり、特に林縁部と畑の畔になりますが、A、B、Cを見ると全て潰れているという状況になります。

今後ナンテンハギがどこに生えているのか調査されてどこにあるかをプロットしてください。これは指定希種の野生動植物なので県条例に引っ掛かります。ナンテンハギを移すにしても県へ申請を出して自然保護との交渉になると思います。自然保護課で指導が入ったり、だめだということになったり、ということになると思います。きっちり調査してここをプロットしていただきたいと思います。多分メタ個体群になっていると思います。そこに幼虫がいなくても隣の個体群から移ってくるので、食草の分布調査は極めて重要だと思います。

また、資料2の住民意見の4-3、4-7に関して、こちらも具体的に名前を挙げてないですが、草原性の貴重なチョウ類がいるということで、私にもある団体からここにアサマシジミがいるという情報が入り、かなり注目されています。県の希少野生の保全方針として、指定して違法採取だけを取り締まるのか、といったことも言われておりますので、これからどういう調査をされてどんな方法書が出てくるのか見ていきたいと思いますので、調査をよろしくお願いします。

それに基づいてどういう風に変更するかというところまでお願いしたいと思います。

片谷委員長

回避策をいかにしっかりやっていただくか、ということだと思いますが何か事業者さんからコメントはありますか。

コンサルタント 永翁

御指摘のとおりきっちり調査をして保全対策を考えていきたいと思います。また食草 の分布についても注目し、食草の生育環境についても考えていきたいと思います。

片谷委員長

ぜひよろしくお願いします。

36番は中村雅彦委員ですが、いかがでしょうか。

中村雅彦委員

事後回答のとおりでいいと思います。また私の意図はかなり広範囲にパネルが設定されているため、そこに生息する鳥類がどこかへ行くはずです。それが対岸に行くのか、上流へ行くのか、そこの見当が付きません。おそらく事業者の方も周辺の環境を把握しないと見当が付かないと思います。全く違う場所へ飛んでいってしまうということはなく、近隣に必ず移動するはずです。近隣に改変土地にあるような植生が保証されていればいいと思いますが、されていない場合はかなり綿密な保全対策がいるので、そのためにできるだけ近隣の詳細な植生図を作ってほしいということです。

片谷委員長

面積が広いので影響は十分起こりえるわけですが、その回避策として共通するような 植生が近隣にあることが大事であるという御指摘ですが、いかがでしょうか。

コンサルタント 永翁

少し広域に現状把握していきたいと思います。限界というものはあるとは思いますが、できるだけただ今の趣旨を反映して確認していきたいと思います。

片谷委員長

では方法書段階の作業でぜひ配慮をお願いします。他にありますか。 次は37番の中村寛志委員はいかがでしょうか。

中村寛志委員

これはこのままでいいと思います。

私が言いたいことは、210 haのうち 100 haは森林伐採により裸地になります。草原生態系ではないですが、とにかく遷移の生態系の上にパネルがある状態になることは分かっているので、それを踏まえて上位種等の配慮をしていただきたいと思います。ソーラーパネルを森林で行うときの生態系の変化の評価は難しいとは思いますが、できるだけそういったことも踏まえて記載していただきたいと思います。

片谷委員長

それは次の図書で十分対応していただきたいという指摘ですので、事業者さんはよろしいですね。

コンサルタント 永翁 了解いたしました。

片谷委員長

他に御発言はありますか。

では38番は陸委員ですが、いかがでしょうか。

陸委員

この回答及び提出いただいた資料で結構です。

片谷委員長

訂正したということですね。これは陸委員から了解をいただけました。他に関連する 御発言はありますか。

ではひととおり資料1の内容を確認いたしました。いくつか資料の訂正を求めた箇所 がありましたが、その辺は事務局で至急整理をしてください。

では資料3、関係市町村長の意見についてですが、その前に木下さん、どうぞ。

事業者 木下 先ほど回答を留保しました発電量について経済産業省への認定の数字について調べましたので、申し上げます。

細かくなりますがパネルの量で 96.5328MW の設備認定をとっています。それの 20%の減少範囲ということで 0.8 をかけて、77.22624 となりますので、それをまとめたものとして 78MW としました。現在計画しているのがパネルの量では認定の最小範囲で計画しています。

片谷委員長

では認定を取り消されないためにはこれより減らすことはできないということですね。

こういう御回答がありましたので、委員の皆様もそういう認識でお願いします。 資料3の説明をお願いします。

事務局 是永 資料3を御覧ください。こちらは計画地域内の佐久穂町と隣接する佐久市からの意見です。資料の構成は1~9ページは佐久穂町、10ページが佐久市からのものです。次第には概要と記載しておりますが、趣旨が変わってはいけないので原案はそのまま提示してあります。それでは簡単に説明させていただきます。

佐久穂町からの意見の概要について、1ページの1.周辺住民の安全に対する配慮は、 災害防止施設の設置場所、法線検討をパネル設置計画より優先するようにという御意見 です。

5-5 事業計画の概要について、災害地形、危険地形の地域であることから災害防止対策を十分に検討してほしいという御意見です。

2. 複数案の概要については、複数案についても発電量の確保優先よりも災害防止の 安全性を優先してほしいという御意見です。

表 1-5-2 施設等の配置及び計画では議論のあったとおり、沢を埋めない計画はできないのか検討してほしいという御意見でした。

3. 主要施設等の概要では地域住民との合意形成を十分図ってほしいという御意見です。

イのパワーコンディショナーに関して、色や設置場所について景観に配慮したものを 求めるご意見です。

④の防災計画は沈砂池では崩落により下流域への土砂の流出が危惧されるという御 意見です。

5. 工事計画の①工事計画の概要について、隣接する同社によるメガソーラー計画が 海瀬地区でもあるので、それらの計画と合わせて工事車両、重複路線も想定されるので 計画をお願いしたいという御意見です。2つめの〇は切土量が大量に発生する場合の残 土処理の処分先についても検討をお願いしたいという御意見です。 ②工事工程の概要は海瀬発電所と併せて計画をお願いしたいということです。

3ページは環境要素ごとですが、大気質については主に工事車両による粉じんの発生についても隣接する海瀬発電所の工事計画もあるなら集中化が懸念されるので、それを避ける配慮が必要であるという御意見です。

②の騒音・振動のついては、工事車両の集中化を避ける配慮が必要であるという御意見です。

③の水質は下流域に水田があるので濁流による水田への影響を考慮すべきという御意見と、パネルの架台のメッキ成分の亜鉛等の流れ出しとこれによる水質汚染が心配であるという御意見です。

④の動植物についてはパネルからの輻射熱により周辺部の温度上昇がある。温度上昇による動植物の影響を考慮する必要があるという御意見です。海瀬発電所と大日向発電所の間の挟まれた区域についても特に動物への影響が懸念されるという御意見です。

4ページ⑥景観についてですが、造成森林ではなくて既存の森林を残すべき、パワーコンディショナーや送変電設備は景観に配慮したものをお願いしたいという御意見です。

⑦その他の除草作業について、実際に農薬、除草剤を使用しないことが分かるような計画が必要であるということ、シカの動線の変更があるので農地への影響が懸念されるという御意見です。海瀬発電所と大日向発電所は合わせて面積が 271 haあるので、両地区一体的な環境影響評価を考慮されたいという御意見です。

5-6 その他として発電開始後20年以降の計画は、事業を撤退する場合の具体的な計画を示さなければ本来の環境影響評価にならないという懸念があるという御意見です。

第2章地域の概況ですが、平成31年4月に開校予定の大日向小学校を配慮が必要な施設と加えてほしといった御意見です。

2-5 の水域の利用状況は、水道水源としての利用状況について、対象業実施区域の上流に水源地があるので給水管へも配慮した計画をしていただきたいという御意見です。

5ページは調査の関係ですが3-4の動物に関しては通年を通じた詳細な調査を行うこと、第3章では工事による影響、存在供用による影響についても掘削、地形改変、樹木伐採、地下水、緑化等の作業に関して、地下水質、底質、利水、水面利用等についても配慮書以降で項目として加えるべきではないかという御意見です。

表 3-1-2(4)については風害においてパネルの巻き上がりが心配されるので、こちらも要素として選定するべきではないかという御意見です。

第4章では配慮書以降についてはより詳細な現地調査、分析を行うこと、6ページ表 4-1-12 本事業による地形、地質及び土地の安定性への影響予測結果として、地形改変の 率だけでなく土工量、切土高、盛土高を提示して影響予測をしてほしいという御意見です。また配慮書の中の土地の安定性について、安定上の問題は少ないとしている根拠を 求める御意見です。

災害危険地形及び法令指定区域の改変を回避した計画案についても考慮すること等、 配慮書以降は影響を回避、低減のため必要な措置を講じる計画案を提示することという 御意見です。

1-3 の評価については、具体的な調査、方策措置による評価手法とすることという御 意見です。

3環境保全の方針については各渓流に土石流、流木対策施設を講じることという御意見です。

7ページの注目すべき植物の概要として、茂来山登山道の途中にある森の巨人たち 100選にも選定されているトチノキを加えて調査の対象とすることという御意見です。

第3節、第4節は動物、生態系については、より詳細な現地調査と周辺の範囲を明確に提示するという御意見です。

第5節の景観は、海瀬発電所と大日向発電所の両地域の入った眺望景観の予測図の提示をお願いしたいという御意見です。

8ページは調査の結果になりますが、先ほどの 31 年開校予定の大日向小学校を主要

な視点場へ加えていただきたいという御意見です。

第5章総合評価は計画の特徴、その他考慮事項、社会性の中で「地域社会への経済的な還元」以外に地域貢献も考慮していただきたいという御意見です。

1-2 その他考慮すべき事項も同じく、地域社会への経済的な地域還元等の検討以外で 地域貢献も考慮していただきたいという御意見です。

景観と触れ合い活動の場の環境保全方針について、それぞれ代償措置は行えないもの と考えるという御意見です。

9ページも先ほどと同様に各渓流に土石流・流木対策施設を講じる方針とする、また 資料編に配慮書以降については「長野県版レッドリスト動物編 2015」にて町内分布の可 能性のある昆虫類、コウチュウ目アリモドキ科キスジへリハネムシについても留意をお 願いしたいという御意見です。

その他は配慮書で提示した案の絞込の経過や見直しをかけた点について丁寧に分かりやすく提示をお願いしたいという御意見です。

事業に関係する者と十分に協議を行い、事業説明会等で地域との合意形成を図り、地域住民から受け入れられる事業としていただきたいという御意見です。

10 ページは計画地から隣接、3 kmほどありますが、佐久市からの御意見です。事業実施想定区域内とその周辺には災害指定区域があるとして災害の発生が懸念される場所であるので、太陽光パネルの設置場所も含め慎重な検討と配慮を求めるとともに、より具体的な方策を示すようお願いしたという御意見です。

資料3の説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

委員の皆様から資料3について御質問等があれば承ります。

北原委員

9ページのその他頁外の下から2番目の丸について、佐久穂町の2つの区の大規模開発の事業は太陽光発電だと思いますが、こちらを図に示していただくとありがたいと思います。というのは、1つ1つはよくてもその流域の中で虫食いみたいになると、流域として考えるとやはり危ないのではないかということもあろうかと思うのでよろしくお願いします。

片谷委員長

今の佐久穂町の御指摘について、近年環境アセスメントの世界では、複合影響というのがかなり議論されることが多くなっております。長野県の条例上はまだ明記された規定はないですが、近隣に同時期に開発事業がある場合、それらを合わせた影響がどうなるのかということが重要であるという指摘は多くのところでなされております。特に海瀬と大日向は事業者が同一ですので、条例上の規定はないですが佐久穂町の御意見にもあるように、関連性が見えるような図面や、図書を作る際は情報が分断されないような配慮を最低限はしていただきたいと私も思います。その点について事業者さんはいかがでしょうか。

コンサルタント 永翁

御指摘のとおり、2つの事業についてということを考慮していきたいと考えます。

片谷委員長

海瀬も環境アセスメントセンターさんがやられているのですよね。

そうであれば図面の共通化はそれほど苦労なくできるだろうと思います。近隣の2つの事業を同じコンサルタント会社に発注された事業者さんの判断は正しかったと思いますので、そのあたりのメリットをうまく利用し、できるだけ情報を加えていただきたいと思います。

事務局どうぞ。

事務局

位置関係については、配慮書の79ページに、今回の大日向が東側、海瀬が西側という

是永

ように位置だけは示してございます。

片谷委員長

周辺の開発動向ということで記載があるわけですね。

今後の図書でも複合影響的な配慮が必要な事項が出てきたらできる限り記載していただきたいと思います。県の技術指針には書いてないですが、事業者さんの自主的な努力としてやっていただきたいと思います。今回がよい例として近隣の2つの事業の影響を配慮した例として、残ってくれたらと期待しています。北原委員、それでよろしいですか。

資料3の佐久穂町の意見の中には方法書に対する意見のような御指摘もいくつか含まれていますが、事業者さんは極力地元の御意見を反映させるように、今後作業を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

字句の修正の御指摘もありますが、事務局、これはどう扱いますか。正誤表のような ものを作りますか。

事務局 是永 検討させてください。

片谷委員長

図書を作り直すのはコストのロスですので、図書の中の字句の誤りを修正するような 御指摘がいくつかありますので、正誤表を作ってもらって挟み込むというのがいいと思 いますので、事務局と事業者で調整してください。

他に御発言がなければ次に進みます。だいぶ終了の予定時間が近づいていますが、本日のメインはこの委員会としての意見の取りまとめです。資料4がその資料となりますので、事務局から説明をお願いします。

事務局 是永 資料4について御説明させていただきます。

委員の皆様から前回の審議後に追加意見としていただいた御意見、御質問を集約した ものです。今回取りまとめた結果 41 項目となっております。

今回は期間がそれほどなかったため、あらかじめ委員の皆様にメールにてお送りさせていただきました。その後特に御意見はなかったので本日の資料とメールでお送りしたものは同一のものとなります。

資料4についてですが、意見の案のところに重点をしぼって御説明させていただきます。

それでは、3番は塩田委員からで、事業実施想定区域外の住居の状況を示したうえで 重大な環境影響を受けるおそれの要素の選定について判断すべきではないかという御 意見です。この御意見と6番の住居、学校等の位置の明記と距離を示すべきという御意 見、7番の高低差、傾斜角度が分かりにくいので断面図を示す旨の御意見、これらを集 約しまして、3番に記載のとおり、技術委員会意見案として「事業実施想定区域の近隣 には複数の住居が存在していることから、当該住居への騒音、振動、災害等の重大影響 の回避に必要な環境要素を設定し事業計画を検討すること。また、検討の経緯及び内容 については、方法書以降の図書に適切に記載すること。」とさせていただきました。

4番は北原委員からで、土石流危険渓流の範囲を分かりやすく示すこと、また国道や公民館などの保全対象を明確にするべきという御意見です。また5番の富樫委員の土石流危険渓流に関する御意見ですが、計画上回避するべき箇所を明らかにすることという御意見です。これらを集約し「事業実施想定区域及びその周辺に土石流危険渓流が存在するため、土石流危険渓流カルテに基づく土石流危険渓流の位置図、流域図、土石流氾濫開始点・終息点、土石流氾濫区域の距離・幅・面積・保全対象及び調査所見を明らかにし、計画上回避するべき箇所を示すこと。」とさせていただきました。

次に8番は塩田委員から、総合的な環境保全に対する基本的な考え方が見えない、という御意見です。こちらについては記載のとおり「事業者としての総合的な環境保全に対する基本的な考え方を明確にした上で、事業計画を検討すること。また、その考え方

を方法書以降の図書に適切に記載すること。」とさせていただきました。

次の9番は塩田委員から、規制基準等で判断できないような場合の考え方や方針を示すべきという御意見です。こちらも記載のとおり「環境基準等との比較により評価できない環境要素について、どのように評価するか、方法書において具体的に記載すること。」とさせていただきました。

次の 10 番は陸委員からで、事業実施想定区域周辺は二ホンジカが高密度で生息している地域であり、森林伐採による草地化によりシカを誘引する恐れがあるので、対策を評価して比較検討するべきとの御意見です。この御意見については記載のとおり「事業実施区域周辺は二ホンジカが高密度で生息している地域であり、事業実施によって発生する草地は採食地として二ホンジカを誘引し、周辺の農作物や希少植物等の食害を引き起こす可能性があるため、事業計画の詳細化にあたっては対策を検討すること。また、その対策が他の環境要素に与える影響についても適切に調査、予測及び評価すること。」とさせていただきました。

次の 13 番は梅崎委員からで、渓流部に土砂を置かないことが重要であるという御意見です。また 14 番も同じく梅崎委員からで堰堤設置に関するものです。さらに 15 番では委員長から下流部の災害防止の観点から、事業実施想定区域の上流部の現況確認に関する御意見がございました。また 24 番は鈴木委員より事業実施想定区域と流域の関係について、流域単位で配慮するべきとの御意見です。これらの御意見を 13 番に集約し「災害防止の観点から渓流区域に発生土を置かないような事業計画を検討の上、対象事業実施区域を設定すること。その上で渓流部等の土砂流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を極力低減し、土地の安定性について、上流域も含め適切に調査、予測及び評価を行うこと。」とさせていただきました。

次の 16 番は北原委員からで、事業想定区域に土石流危険渓流の存在、上流部が急傾 斜であることから開発は非常に危険である。大日向の集落が土石流の想定範囲にあるこ と等から、危険な場所に計画することは適切ではない、という御意見です。 同じく 17番 も北原委員からで土砂災害防止の堰堤を希望、また住民の生命に関する御意見です。18 番は梅崎委員からで、この事業による地域の土石流に関する安全率を上げるべきという 御意見です。19、20番は山室委員からで、土石流が多い地形において堰堤の設置や太陽 光パネルの配置には住民の居住地への配慮が必要である旨の御意見、また土石流の防止 計画、土砂の予測量を早めに示すべきとの御意見、委員長からとして土砂災害対策の計 画を早めに提示し、不確定要素を排除して十分な審議ができるように求める御意見で す。また22番、23番については北原委員からで、土砂災害警戒区域その周辺における 土地の改変、下流集落や道路の保全のためにも詳細な防災対策を講じる必要がある旨の 御意見、25 番、26 番は富樫委員からで、計画段階で防災対策、危険防止対策を示し対策 を検討するのではなく、確実に実施することを求める御意見です。これらの意見を 16 番 に集約しまして、「本事業は土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土石流危険区 域、土石流危険渓流等が存在する山地で行われる大規模な事業であり、土砂災害等によ る重大な影響が懸念されるため、当該区域等を回避するよう事業計画を検討すること。 また、回避ができない場合は、事業の中止を含めて事業計画を見直すこと。」とさせてい ただきました。

次は28番の山室委員からで、水質、水象に関して計画地の保水機能が変わるので、それらを調査項目にすべきとの御意見です。29番も山室委員からで濁水に関して調査をすべきとの御意見、30番は鈴木委員からで樹木伐採後は水質、水象に影響があるので、これらの項目を選定すべきとの御意見です。これらの意見を28番に集約し、「事業計画の検討にあたっては、森林伐採による保水機能の低下に伴う湧出水量の減少や濁水の発生等について水質及び水象として適切に調査、予測及び評価を行うこと。」とさせていただきました。

31 番は大窪委員からで、現存植生図と事業計画の重ね合わせにより植生への影響を比較し、検討すべきとの御意見、32番、33番も大窪委員からで、面積が大規模であり一つの生態系がなくなる開発事業であるので、配慮書記載の影響が小さいとの評価は過少で

はないか、という御意見、また34番は中村雅彦委員からで重要種の適切な評価のため、四季の調査を実施することを求める御意見です。これらの意見を31番に集約し「森林面積が大幅に減少する大規模な事業であり、生態系への重大な環境影響が懸念されるため、当該影響を最大限回避した事業計画を検討の上、対象事業実施区域を設定すること。また、回避が十分できない場合は、事業の中止を含めて事業計画を見直すこと。」とさせていただきました。

次の 35 番は中村寛志委員からでアサマシジミに関する御意見です。アサマシジミは 長野県希少野生動植物保護条例の対象となっているので、一般論ではなく具体的な保全 措置を記載すべきとの御意見、36 番は北原委員からでアサマシジミが激減しており、北 海道と上伊那では絶滅、北信でも激減している種であり保全対策を示すべきとの御意見 です。こちらを 35 番に集約し「事業実施想定区域内に長野県希少野生動植物保護条例 に基づく指定希少野生動植物の生息が確認されており、事業の実施による重大な環境影響が懸念されるため、当該影響を回避した事業計画を検討の上、対象事業実施区域を設 定すること。また、回避ができない場合は、事業の中止を含めて事業計画を見直すこと。 なお、事業を行う場合は、幼虫や食草を含めた生息域についての具体的な調査方法、予 測及び評価の手法を方法書に記載すること。」とさせていただきました。

37番は中村雅彦委員からでパネル設置による鳥類の生息域の変化を把握するために、現地調査を踏まえての現存植生図の作成を求めるものです。意見案としては記載のとおりです。「太陽光パネル設置エリアに生息する鳥類等の動物は、事業の実施によって抜井川や霧久保沢の対岸に移動する可能性があることから、方法書以降の手続においては、周辺の現存植生等についても調査したうえで予測評価を行うこと。」とさせていただきました。

38番の中村寛志委員の生態系に関する御意見で、事業により生態系が大きく変化するため従来の生物種構成が維持されるのか等を予測評価するための調査方法の記述を求めるものです。意見案としては「事業実施による生態系への影響について、従来の生物種構成や典型種、上位種が維持されるかを適切に予測評価できる調査方法を、方法書において選定すること」とさせていただきました。

資料4について事務局からの説明は以上となります。

片谷委員長

ありがとうございました。

いつもの様式で作っていただきましたが、先ほど資料1で審議した内容について、関連するものを集約して委員会意見としてまとめていただいたものです。すでに事前に送られており、お目を通していただいてあるかとは思いますが、改めてお気づきの点がありましたら修正等の御意見をお出しください。いかがでしょうか。

今ふと気づいたのですが、4ページの 16 番にたくさんの意見が集約されているものが載っています。こちらの趣旨は問題ないですが、16番の一番右の欄の下から5行目に「影響が懸念されるため、当該区域等を回避するよう事業計画を検討すること。」とありますが、これは土砂災害警戒区域といった地域が指定されている場合の話ですが、ここに集約されているたくさんの意見は、必ずしも指定されている地域だけに限定しない意見も結構集約されているように思いますので、そこを一般化した表現にした方がいいような気がします。最初に送られたものを見たときは全く気付かなくて、今見ていて気づいたものですが、事務局どうでしょうか。

事務局 是永 今回できるだけシンプルというか、だいぶ多くの意見集約をさせていただきました。 御指摘のとおり、指定区域以外の部分も入っておりまして、それについてはその「等」 でくくったという認識ですが、分かりづらければ修正します。

片谷委員長

区域を限定した話ではないので、場所を限定せず「影響を回避するよう」だけでもいいような気もしますが。それより前に危ない場所がたくさんあるということは記載されていますので、当該区域等というところも「影響を回避するよう検討すること」として、

その後に「回避できない場合は・・・」につながりますよね。委員の皆様いかがでしょうか。行政が指定した地域だけ回避すればいいというふうに読めるのは、他の方が見て誤解してもいけないと思います。長野県では警戒区域等に指定されているところさえ回避すればいいという意見を出したと言われても困りますね。地域の指定の有無にかかわらず、影響が懸念されるところは回避するという趣旨ですので、そのように修正するということでよろしいですか。では御異論がありませんので 16 番の記載については「当該区域等を回避する・・・」を「影響を回避する・・・」と修正することとします。

他にお気づきの点がありましたらどうぞ。

塩田委員どうぞ。

塩田委員

2ページ目の7番目の意見が3番に集約となっていますが、入っていないように思います。横断面、縦断面、傾斜角などを中に入れてほしいのですが。事業者の方でもやりますと言っているので、お願いしたいと思います。

片谷委員長

「適切に記載すること」の中に含めたというのが事務局の意図だと思いますが、より 明確にするために、「断面図を追加するなど」という文言を差し込んでください。それで よろしいですか。では事務局でそのように修正をお願いします。他にございますか。

特に御発言がないようですので、今の2か所を修正していただいて最終版の意見としたいと思います。もし今日御欠席の委員から事後回答についての新たな御指摘があった場合は、意見の追加という場合もあるかもしれませんが、それも含め数日のうちに修正していただくということでよろしいですか。今回も事務局からは1週間以内には追加意見をということですね。これは知事答申には十分間に合いますか。それでは今日欠席の委員の御意見も1週間以内に確認していただいくということでお願いします。本日出席の委員の皆様も後日気づいた点がありましたら1週間以内に事務局あてにお知らせください。そういった修正を加えた上で、各委員に修正版がメールで送られてまいりますが、その後の最終確認は私に御一任いただく形でお願いしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

ではそのようにさせていただきます。審議としては以上となります。

事務局から今後の手続について御説明ください。

事務局 是永

今後の手続きですが追加意見等を踏まえて、「技術委員会意見」が確定いたしました ら、委員長名で、県知事あてに意見を御提出いただくとともに、皆様に御報告いたしま す。

知事は、技術委員会意見に基づいて市町長意見を勘案し、住民の意見に配意して、配 慮書に対して事業者に「知事意見」を述べます。事業者は、「知事意見」を勘案するとと もに、住民等からの環境の保全の見地からの意見に配意しまして、方法書の作成へと手 続を進めることになります。

説明は以上となります。

片谷委員長

委員の皆様から御質問等ございますか。

では本日の審議はここまでとさせていただきます。

ー条メガソーラー長野佐久穂大日向第一、第二発電所事業に係る配慮書のこの委員会 での審議はここまでとなります。事業者の代表の方から何か一言ありましたらお願いし ます。

事業者 木下

一条工務店の木下です。本日も細部にわたり御指導いただきありがとうございました。今後の推進の中で今日承った内容を真摯に受け取り、計画を進めてまいります。本日は誠にありがとうございました。

片谷委員長

県内だけでなく他県からも注目されている案件でもあるので、事業者さんとしても最

大限の環境配慮の努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 では議事2のその他に関して事務局から何かありますか。

事務局 是永

今後の審議予定ですが、第7回技術委員会を 10 月 26 日金曜日の午後に県庁西庁舎 110号会議室で開催予定です。案件はリニア関連1件で、トンネルの非常口の関係です。 詳細については後日通知を送付させていただきます。

また委員長からもお話があったとおり、本日の審議の追加意見等がございましたら1週間後の9月27日までに事務局までお寄せください。これらの意見を踏まえ技術委員会意見案を作成しお送りしますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。何か御発言はございますか。特にないようですので審議は 終了させていただきます。

それでは事務局にお返しします。

事務局 寒河江

本日の技術委員会はこれで終了いたします。ありがとうございました。